

○財務省告示第一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年十二月十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年一月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百九十九回）
二 発行の根拠 平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に
関係する法律（平成二十二年法律第七号）第二十一条並びに
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
第九年法律第二十七号）第四十六条
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札」と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し

価格を募入額により加重平均し

五

方募

イ
入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ハ ロ
札 非
発 競
行 争
入

六

イ
入 価
札 格
発 競
行 争
額

行 争 非 者 特 国 札 非
入 価 者 特 国 札 非
札 格 第 別 債 発 競
発 競 I 加 場 行 争
行 争 額

て得られる価格をその発行（以下「非
競争入札」という。）及び
格競争入札と同様に
札であつて、財務大臣が各
市場で特別参加者にと
額を定め、市場の発行
下、国債市場の特別参加
非価格競争入札発行（以下「

も申込みのそのうち応募額を価格の
当てる。そのうち応募額を価格の
各申込みの応募額を案分により
割り当て、各市場の特別参加者
各限額を範囲内に
募集の範囲内におて各
申込みの応募額を割りに
込める。

額、金額、二兆四千
う、ち、平成二十年
財政運営のたためる
特例等に基き、法律第
項の規定に基づき、行
国の債に、特別会計の
万、千、百、四十億、
四、十、六、千、百、
発行した利付国債に
つき、

十 十 十
七 六 五
元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 額 限

十
四
後 第
の 二
利 期
子 以

十 十
三 二
初 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発
期 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行
利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競 行 行
子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

十 十
ロ イ 一
発

日 額 平 る い 日 毎
本 面 成 利 て を 年
銀 金 二 子 、 支 六
行 額 十 を そ の 期 十
百 四 支 の 日 と 五
円 年 払 う 以 し 日
に 十 〇 前 六 各 び
つ 二 月 月 月 支 十
き 月 十 間 に 期 月
百 十 日 属 に 十
円 五 日 属 に 十
日 日 日 日 日 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

規 下 は 期 た 期 平 年
定 、 、 が 金 と 成 ○
す 次 そ の 銀 を し 二 ・
る 号 の 行 行 支 次 三 パ
期 及 翌 休 払 の 算 年 ー
日 び 業 業 日 〇 式 六 セ
に 第 日 に 〇 式 月 ン
つ 十 五 支 〇 式 月 十
い 五 日 支 〇 式 月 十
て 号 に 払 〇 式 月 十
同 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
じ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
。 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
。 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

厘 額 厘 額 平 ず 額 の
面 以 面 成 〇 〇 〇 〇
金 上 金 二 〇 〇 〇 〇
額 の 額 十 二 二 二 二
百 所 百 二 二 二 二 二
円 れ 円 年 年 年 年 年
に ぞ に 十 十 十 十 十
つ れ つ 二 二 二 二 二
き の き 月 月 月 月 月
百 応 百 十 十 十 十 十
円 募 円 五 五 五 五 五
五 価 五 日 日 日 日 日
銭 格 銭 日 日 日 日 日
七 五 五 日 日 日 日 日

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。 二 十 二 年 十 二 月 十 五 日

十 十
九 八

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
二 大
十 臣
二 か
年 ら
十 通
二 知
月 を
十 受
五 け
日 た
者